

シャルル・ル・ショーヴ : ヴェルダン条約前史 : —

森, 洋

<https://doi.org/10.15017/2231015>

出版情報 : 史淵. 118, pp.159-187, 1981-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



シャルル・ル・ショージュ、八四〇年

——ヴェルダン条約前史——

森

洋

I

ニタール Nithardus, Nithard の『歴史』第二卷一、四章は、シャルル・ル・ショージュ Charles le Chauve の八四〇年の行動を記述しているが、この記述は、皇帝ルイ・ル・ピウ Louis le Pieux の死の前後におけるロテール Lothaire の理不尽¹と、これによるシャルルの権利の侵害、そこから生ずる様々な混乱を述べているように見える。八三八年十二月のアキタニア王²ピーン一世 Pépin I^{er}, roi d'Aquitaine の死を待つかのように行われた八三九年のヴォルムス Worms の分割は、アキタニアをシャルルに与え、ルイ・ル・ピウはシャルルにこれを取得させるために、シャルルとともに妃ユディット Judith を伴ってアキタニアに赴いていた。八四〇年二月に、ルイ・ル・ジェルマニック Louis le Germanique の叛乱の報に接したルイ・ル・ピウは、シャルルを母とともにボワチエに残して北上し、六月二〇日にマインツで死んだ。² シャルルは、その後しばらく戦いを続行したが、兄ロテール帝が帝権に基いて全フランクアの権利を主張しつつアルプスを越えたことを知り、³ 七月にはブルジュ Bourges に行つて、ここで集会をひらき、ピピン一世の遺児⁴ピピン二世との和を望んだが果さず、そこからトゥール Tours をへて（八月一日）キエルジー Quierzy に赴く。⁴ しかし彼はここで、母ユディットがアキタニアで攻撃を受けていることを知

り、アキタニアに戻ったが、ロテールがセーヌ川を渡ってロワール川に近づきつつあることを知り、あらためて「フランキア地方に」*ad Franeiae partes* 向った⁵。

ロテールはこのシャルル側を、「皆殺しにまで追つめる」*persequi ad internitionem* 決心をし、シャルルの周囲にもピピン二世やブルトン人の不穏な動きがあった。シャルル側は会議を開き、彼らにはもはや生命と身体としか残されていないから、「王を裏切って捨てるよりは、むしろ高貴に死ぬことを選んだ」*elegerunt potius nobiliter mori quam regem proditum*。

両軍はオルレアンに到り、約六リウ離れて陣を張った。そして使者が行来したが、シャルル側は「正義のみによる平和を求め」*solī iusticia pacem petebat*、ロテールは時をかせいで、シャルル側の衰弱に望みをかけたが、ついに戦いを迴避するために協定 *pactio* を提案した。その内容は、「シャルルに、アキタニア、セプティマニア、プロヴィンキア、およびロワール・セーヌ両河の間の一〇伯管区を譲ること、」さらに翌年五月八日に、アッティニイ Atigny で会合し、「共同の合意によって、両者の益を備え定めること」である。

これに対して「シャルル側の有力者たち *primores* は、この件が彼らの力を越えたことを知り、もしも戦いが起れば、このような劣勢では、彼らの王を容易には救い得ないことを恐れた。そこで彼らはそれぞれに彼らの詐術 *dolus* に少なからぬ希望を抱いた。これこそ彼らが、以下の条件を付して、（ロテールの）提案に同意した所以である。すなわちロテールは以後シャルルに対して、正義に基づき、兄弟に対してそうあらねばならぬように、忠実な友であること、またシャルルに配分された諸王国を、静穏に保有せしめること。……さなくば彼らは、誓約した義務から解除されねばならぬであろうことである。この手段 *ars* で彼らは王を危機から免れさせるや、直ちに自らを宣誓から解いた。」

こうしてシャルルの *primores* は、とりあえずシャルルの生命を救い、その代償としては彼らのシャルルに対す

る宣誓を廃棄した。忠誠に関する宣誓は、一般には宣誓者の生涯にわたり有効であり、一方的な廃棄は不可能であると考えられている。逆にルイ・ル・ピウの数度にわたる分割相続分の変更が、その都度臣下たち *fideles* を、忠誠違反者 *infideles* たるしめたこと、さらに彼らをして、相互に相矛盾する誓約を立てることを余議なくさせたことを、八三三年に聖職者たちは、ルイ・ル・ピウの罪状として数え上げている (*Pénitence de Saint-Médard de Soissons*)。こうした情況下で、八四〇年に、如何なる誓約が解かれたかは問いなおされる必要があるのではないだろうか。

近年一度は解決されたかに見えた《*Fidèles ou Vassaux?*》問題が、形を変えて再燃しつつあることを、すでに筆者は指摘した¹⁰。そしてその問題点は次の二点にしばらくあるように思われる。第一点は、本稿では直接取扱い得ないが、《*fidelis, fideles*》という用語が如何なる人物を指して用いられていたかという問題である¹¹。第二点は、忠誠誓約 *fidelitas* の内容と効果を、一元的ではなく、時間的な変化とともに問いなおす問題である。この点に関してはマニー・ノルティエ教授 (*Elisabeth Magnou-Nortier*) が一九七六年に、シャルル・ル・ショージュの治世、特にヴェルダン条約に焦点を合せて、「契約王政」*la monarchie contractuelle* という概念を導入し、ここではじめて「双務的忠誠関係」*la fidélité réciproque* が機能しはじめたと考えたことが指摘されねばならない¹²。また故ルマリニエ教授 (*J.-F. Lemarignier*) が、カロリング末期に関して *fidelitas* のあり方の多様性を認め、これを《*fidelite tardive*》、《*fidelité intermittante*》、《*fidelité absente*》等に分けたことも記憶に新し¹³。

本稿は如上の問題を念頭におきつつ、ニータルによって記述された八四〇年のシャルル・ル・ショージュの背後をさぐり、八四三年のヴェルダン条約を問いなおす準備過程をなすものである。

1 NITHARD, *Histoire des fils de Louis le Pieux*, éd. et trad. par Ph. LAUER, *Les Classiques de l'Histoire de France*, fasc. 7, Paris, 1926. [以下 NITHARD のみ注記「章はラテン数字、節はアラビア数字で記す。」]

- 10 森 洋「フランス王の Fideles (八八―九二五)」『史綱』第四百十二輯、二二―二三頁等。
- 11 例へば ODEGAARD (Ch. E.), *Vassi and Fideles in the Carolingian Empire*, Cambridge, 1945. ㄱ Lot & DUMAS の説をゆゑに發展せしむ' Fideles ㄱㄱ Vassi ㄱㄱ Vassi ㄱㄱの本来の意味のゆゑに' より低く層を指すと説く。
- 12 MAGNOU-NORTIER (E.), *Foi et fidélité. Recherches sur l'évolution des liens personnels chez les Francs du VII^e au IX^e siècle*, Toulouse, 1976.
- 13 LEMARIGNIER (J.-F.), *Les fidèles du roi de France (936-987)*, ds. *Recueil de travaux offerts à Clotilde Brunel*, t. II, Paris, 1955, p. 138 et passim.

II

ルイ・ル・ピウはシャルル・ル・ショージュに対して、八三七年、八三八年及び八三九年に相続分を指定した。それぞれの内容は、当時の公式年代記であるサン・ベルタン年代記 *Annales Bertiniani* に記録され、ちやにこれを補う記事が、通称 *Astronomus* と呼ばれる無名著者の「ルイ敬虔帝伝」 *Anonymi Vita Hludowici Imperatoris* に散見する。今取りあえず、サン・ベルタン年代記の記事を、各年度別に表示すれば、表Ⅰの如くなる。

八三七年にアーヒェンで取決められた配分は、同時に八二三年六月一日生れのシャルルの成年(十五才、八三八年)の準備でもあった。そしてその取分は、「ベルガ地方の大部分、¹⁴ 入すなわち海からサクソニアの境界を経由して、リプアリーの境界にいたるフリジアの全部、¹⁵ またリプアリーの境界にそうモイラ、エトラ、ハンモラント、モザガウの *comitatus*。さらにそこから、ムーズ川とセーナ川との間を、ブルグンディア〔境界〕にいたる幾らかの部分をヴェルダンと一体とする。さらにブルグンディア〔境界〕から〔北へ〕、トゥール、オルナン、ウールト(ベトガウ又はピトブル)^a、ブレーズ、ペルトワ、両バロワ、^b ブリエンス、トロワ、オークセル、サンス、ガティネ、メラン、エタン

表 I

837 Aix-la-Chapelle	838 Quierzy-sur-Oise	839 Worms
- maximam Belgarum partem, i. e. a mari per fines Saxoniae usque ad fines Ribuariorum, totam Frisiam - et per fines Ribuariorum comitatus Moilla, Ettra, Hammolent, Mosagao, - deinde vero quicquid inter Mosam et Sequanam usque ad Burgundiam una cum Viriduense consistit et de Burgundia - Tulensem (Toul) - Odornensem (Ornain) - Bedensem (Ourthe; Bedgau, Betbourg) - Blesinsem (Blaise) - Partinsem (Perthois) - utroque Borrenses (deux Barrois) - Brionensem (Brienne) - Tricassinum (Troyes) - Altiodorensem (Auxerre) - Senonicum (Sens) - Vuastinensem (Gâtinais) - Mildunensem (Melun) - Stampensem (Etampes) - Castrinsem (Châtres) - Parisiacum (Paris) - et deinde per Sequanam usque in mare oceanum - et per idem mare usque ad Frisiam	pars Niustriæ..., ductus videlicet Cennomannicus omnisque occiduæ Galliae ora intra Ligerim et Sequanam constituta.	2) et sic per decursum Mosae usque in mare 3) et inter Mosam et Sequanam 1) altera partem Burgundiae, i. e. comitatum Genavensem (Genève) comitatum Lugdunensem (Lyon) comitatum Cavallo-nensem (Chalon-sur-Saône) comitatum Amaus (Amaus) comitatum Hatoariorum (Atuyer) comitatum Lingonicum (Langres) comitatum Tullensium (Toul) 4) et inter Sequanam et Ligerim cum marcha Brittanica Aquitaniam et Vuasconiam cum marchis ad se pertinentibus Septimaniam cum marchis suis et Provincia

プ、シャートル、パリ〔の諸 *comitatus*〕、そこからセーヌ川ぞいに太洋に到り、同じ海にそってフリジアまで。すなわち上記境界内にあるすべての司教区、修道院、伯管区、王室財産その他すべてのものを、何れの地域に存在しよう、これに属するすべてのものとともに√」である。

八三八年八月半ばに、ルイ・ル・ピウは、キエルジー Quierzy-sur-Oise で集会 *pactum generale* を開き、シャルルの成年式を執行し、その場でネウストリアの一部 *pars Neustrie* をシャルルに与えた。¹⁵ この部分は、八〇六年二月六日の分割では、同名のシャルル——シャルルマーニュの子、ルイ・ル・ピウの兄弟、八一年歿——に与えられていたもので、「すなわちル・マン *Le Mans*, *ducatus Cenomanicus* と、ロワール・セーヌ両河の間の、西ガリアの地域すべてをである。」

八三九年五月三〇日に、ルイ・ル・ピウはヴォルムスに、イタリアからロテールを迎えて、王国を二等分した。これはルイ・ル・ジェルマニックの排除を目的としたもので、長兄ロテールが先ず好む方を取り、結局次の部分がシャルルに残された。¹⁷ 「ブルグンディアの〔ロテールが取った〕残り、すなわちジュネーヴ伯管区、リヨン伯管区、シャロン・シュル・ソーヌ伯管区、アモー伯管区、アチュイエ伯管区、ラングル伯管区、トゥール伯管区、さらにムーズ川の流れにそって海まで、ムーズ・セーヌ両河の間と、セーヌ・ロワール両河の間をブルターニュ辺境伯管区とともに、アキタニアとヴァスコニアとを、これらに属する辺境伯管区とともに、さらにセプティマニアをその辺境伯管区とともに、さらにプロヴィンキアを」シャルルは割当てられたのである。

我々はこれらの分割案を、少くとも八一七年の *Ordinatio Imperii* にさかのぼって比較してみる必要がある。*Ordinatio Imperii* は、ルイ・ル・ピウが「帝国の統一を保ち、人為的分割を避ける」ことを主目的に公布したもので、このために先ずロテールを「皇帝にして共同統治者」とし、ピピンとルイ・ル・ジェルマニックには、「それぞれに王の名を与えた」（序文）。ピピンの取り分は「アキタニアとヴァスコニア、及びトゥールーズ辺境伯管区のすべ

て、加えて四伯管区、すなわちセプティマニアではカルカセス *Carcassensis*、ブルグンディアではオートヌノワ *Augustunensis*、アヴァロネ *Avallensis*、ニヴェルネ *Nivernensis* を（第一条）、ルイの取り分はバイエルンをはじめとする東方地域である（第二条）。この時期の配分では、ロワール以北の大部分、すなわちネウストリアとアウストラシアはルイ・ル・ピウの掌握するところであり、彼の死後は、唯一の皇帝として残る筈のロテールの手に入るよう予定されていたであろう。ロテールは、この直後に起きた叛乱後、イタリアに送られ、そこで地歩を築き、八二三年の復活祭には、教皇パスカリス一世によって、皇帝として聖別された。¹⁹ *Ordinatio Imperii* の第十四条は、八〇六年の *Divisio Regnorum* 第五条を踏襲して、相続被指定者の嫡出男子の代襲相続を、条件つきながら認めている。

八三一年にルイ・ル・ピウは、息子たちとの紛争の最中に、八一七年の配分を大幅に訂正した。特にその第十四条は、記載方式に特徴があり、ある地方名「全部」に幾つかの伯管区 *pagi* を加える形をとって、人名は記されていない。従って「アキタニア全部には」で始まる部分はピンの、「バイエルン全部には」で始まる部分はルイ・ル・ジェルマニックの、「アラマニア全部には」で始まる部分はシャルル・ル・シーヴの取り分を示していると考えられる。この *Regni Divisio* は、ロテールの排除を主目的にしてはいるが、彼がすでにイタリアを支配していたことを考えれば、それぞれ最初に来る地方名は、各人にすでに一種の *apannage* として与えられていた部分と推定されよう。さらにこの分割の特徴は、ネウストリアとアウストラシア、すなわちフランクシアの三分割にあり、分割線はほぼ司教管区のそれによっている。すなわちピンには、シャロン・シュル・マルヌ、モー、アミアン司教区以南、ルイ・ル・ジェルマニックにはカンブレ、アラス、ノワイオン（ヴェルマンドワ）、テルーアンヌ以北、そしてシャルルにはランス、ラン、トレヴィウ以东で、シャルルのみについて云えば、八三七年以降の分割と一部重複している。さらにブルグンディアは、その全部がシャルルに与えられているが、八一七年にピンに与えられた分——オートタン、ヌヴェール、ヴァロン——は依然としてピンのものである。最後に *Regni Divisio* では、嫡出男子の代襲相続規定が第一条に

進出していること、帝権の行方については一切言及されていないことが指摘されなければならない。

八〇六年から八三一年にいたる諸「分国」案について、偽造または竄入の疑いがもたれているのは衆知の事であるが、我々はガンスホーフに従ってこれを退け、各時期の配分案を現実とみなすことにする。さらにこれら八三七・三八・八三九年のそれらと比較しようとする際に、我々は、その時々々の政治的な動向を別にしても、次の事には留意せざるを得ないであろう。八三一年にルイ・ル・ピウは息子たちによって、正に廢位に迫りこまれようとしていた。

この時彼は、八二九年のパリ公会議の決定によって、教会側から、教会に従属し教会を保護する王・皇帝としての立場を強いられていた²⁵、またこの立場は、八一七年に彼が *Ordinatio Imperii* の序文で、自ら強調したものであった。従ってこの原則は容易に破られ得るものではない。八三七年以降のルイ・ル・ピウは、息子たちに対して相対的な優位に立ってはいたが、後妻のユーディットとその間に生れた末子シャルルの未来に強い危懼をいだき、これら母子の保護に全力をつくしていた。ルイ・ル・ピウの先妻の息子たちは、ユーディットとシャルルに対して、全面的には好意的であり得なかったのである²⁶。これらの事情は当然八三七年以降の分割に反映している筈である。

14 *Annales de Saint-Bertin*, publiées par GRAT (F.), VIELLIARD (J.) et CLEMENCET, Paris, 1964, p. 22-23,

a° 837. 訳文中「 $\wedge$ 」を $\searrow$ と改めた部分は、逐語的に NITARD, I, 6, p. 24-26. に転記やつづく。リナノ語地名を現行フランス地名に移すためには、ニタールの *Lauer* 版の注²⁷及び SIMSON (B.), *Jahrbücher des fränkischen Reichs von Ludwig dem Frommen*, Bd. II, Neudruck der 1. Auflage von 1876, Berlin, 1969, S. 172-173. によった。その他 *Annales Bertiniani* の Rau 対訳 (*Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters. Freiherr vom Stein-Gedächtnisausgabe*, Bd. VI, Berlin, n.d.) に対比した。

a SIMSON, *Jahrbücher*, II, S. 173. 25 Bedague an der Ourthe.

b Bar-sur-Aube $\searrow$ Bar-le-Duc.

以上の他は MOREAU (J.), *Dictionnaire de Géographie historique de la Gaule et de la France*, Paris, 1972.

や國指參照した。

- 15 *Ann. Bert.*, a° 838, p. 24-25; *Anonymi Vita Hludowici Imperatoris* (von sog. ASTRONOMUS), in *Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters. Freiherr vom Stein-Gedächtnisausgabe* herausgegeben von BUCHNER (R.), Bd. V, S. 255 ff., c. 59, S. 366.
- 16 BORETIUS (A.), *Capitularia regum Francorum*, t. I, M.G.H., LL., II, Hannover, 1883, p. 126, n° 45, Divisio Regnorum, c. 3.
- 17 *Ann. Bert.*, a° 839, p. 31-32; BORETIUS-KRAUSE, *Capitularia*, II, p. 58, n° 200. Divisio Imperii.
a 上欄に「*in*」とあるが、Rau の校訂が「*in*」の地を「*Hatoarier*」に改む (S. 47.)。この「*Hatoarier*」は「*Hatoarier*」の誤りである。
b「*in*」の「*in*」は Atuyer の「*in*」の方であるが、Rau の校訂が「*in*」である。
- 18 BORETIUS, *Capitularia*, I, p. 270 et suiv., n° 136.
- 19 *Annales regni Francorum*, in *Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters. Freiherr vom Stein-Gedächtnisausgabe*, Bd. V, a° 823, S. 132. ASTRONOMUS, c. 36, S. 316; BÖHMER-MÜHLBACHER, Nr. 1019a (986); SIMSON, *Jahrbücher*, I, S. 192-193.
- 20 BORETIUS, *Capitularia*, I, n° 45, Divisio Regnorum, c. 5, p. 128.
- 21 BORETIUS-KRAUSE, *Capitularia*, II, p. 20 et suiv., n° 194. Regni Divisio, c. 14, p. 23-24.
- Ad Aquitaniam totam... inter Ligerim et Sequana et ultra Sequana pagi XXVIII, id est Catalonis, Melianum, Ambiensis et Pontium usque in mare.
- Ad Baivariam totam Turingiam, Riburias, Atorias, Saxoniae, Frisie, Ardena, Aspania, Bragmento, Franderes, Menniscon, Medenenti, Ainau, Austerban, Aderenis, Tervanensis, Bolensis, Quentovico, Camalecensis, Viridomadenis.
- Ad Alamaniam totam Burgundiam, excepto quod Pippino datum est, totam Provinciam et totam Gotiam, et de ista media Frantia Warensis, Ungensis, Castrensis, Portiano, Remegensis, Laudunensis, Mosellis, Treveris, シャルル・ル・シエーヴは「八二九年八月にアレクシオスと交渉した」と述べている。NITHARD, I, 3, p. 10... Karolo Alamania per edictum traditur. Cf. éd. LAUER, p. 10, n. 2.

23 日置雅子「カール大帝の帝国分割令——第四条・第五条の信憑性をめぐる諸問題——」、『西洋史学』第二二六号、昭和五十五年三月、四〇—五九頁。は、細部と結論とを別にして、この問題に関する諸学説をよく紹介している。取敢えずこれによられた。

24 GANSHOF (F.-L.), *Recherches sur les capitulaires*, Paris, 1958, p. 43-44, et nn. 166, 167.

25 八二八年十二月に、ルイ・ル・ユウロテールは「公会議をマインツ、ペリリオン、トゥールーズで同時に開くことを決める」司教たちと呼びかけた (BORETUS-KRAUSE, *Capitularia*, II, n° 184, 185.) その目的は「教会と国家の相互関係の決定と、それらのそれぞれの綱紀粛正であり、調査が行なわれて後、八二九年六月に会議が開かれた。その結果が残っているのは、第六回パリ公会議 Concilium Parisiense VI の諸決定のみである (MANSI, *Sacrorum Conciliorum Nova et Amplissima Collectio*, t. XIV, 1767, réimp., Graz, 1960, col. 529-608.)。四巻に分たれ、特に第二巻が「王の職務」Regale ministerium においられつゝる。王権を、教会を保護する「職務」と明確に断じて、教会に従属する地位におつたのは、これがはじめてであり、この神政政治理論はオルレアン司教ヨナスのものであると考えられている。Cf. REYRON (J.), *Les idées politico-religieuses d'un évêque du IX^e siècle. Jonas d'Orléans et son "De Institutione regia", étude et texte critique*, Paris, 1930; HEFELE (J.)-LECLERCQ, *Histoire de Conciles*, IV-1, Paris, 1911, réimp. Hildesheim, 1973, p. 60-72, n° 428.

26 この間の事情は LOT-HALPHEN, *op. cit.*, p. 1-10; SIMSON, *Jahrbücher*, *passim*. 参照。

III

八三七年の分割は、境界内のすべての「司教管区、修道院、伯管区、王室財産その他を」シャルル・ル・ショーフに与えた。²⁷ 地域として、一見とってつけたような地名——八三七年のフリジア、八三九年のアキタニア、ヴァスコニア、セプティマニア、プロヴァンシア等——を除くと、これらの領域を示す単位は第一義的には司教管区であり、司教都市そのものの名があがっている場合もしばしばある。以下では、八三七〜八三九年のシャルルの取り分を、司教

管区に読みかえてみたいと思う。我々は先ず「フリジアの全部」を考慮の外におく。何となればフリジアは、ケルン大司教管区（ゲルマニア第二）にあるユトレヒト司教管区であり、「ベルガ地方の大部分」という記述と矛盾するし、事実モイラ、エトラ、ハモレント、モザガウ等の伯管区は、ゲルマニア第二とベルギカ第二とを分けるムーズ川下流域にあるからである。従って我々は「ベルガ地方の大部分」をトレレーヴ大司教管区（ベルギカ第一）の一部とランス大司教管区（ベルギカ第二）であると考ええる。「ムーズ川とセーヌ川の間をブルグンディアまで」は、ほぼランス大司教管区に該当し、これに続く二地名、ヴェルダンと、しばしばブルグンディアに入れられるトゥールとは、トレレーヴ大司教管区に属している。その後にくく伯管区名のうちオルナンは、トゥール司教管区に属する。²⁸ Bedensis を Bedgan (Bibourg) と読んだ場合、その所在はトレレーヴ司教管区となるが、ウールトとすれば現リージュ周辺部にあたり、大司教管区はケルン（ゲルマニア第二）となる。²⁹ ブレーズはトレレーヴ大司教管区（ベルギカ第一）のトゥール司教管区に属し、³⁰ ペルトワはランス大司教管区のシャロン・シュル・マルヌ司教管区に属する。³¹ 両バロワをバール・シュル・オーブとバール・ル・デュックであるとすれば、前者はリヨン大司教管区（ルグドゥネンシス第二）のラングル大司教管区、後者はトゥール司教管区に属する。³² ブリエンヌはランス大司教管区（ルグドゥネンシス第四）のトロワ司教管区に属する。以下トロワ、オークセル、サンス（サンス大司教管区）、と司教管区名がならぶ。³³ ガティネもサンス司教管区に属し、³⁴ メランもまたサンス司教管区に属する。³⁵ シャートルは、³⁶ その後に続くパリとともに、サンス大司教管区のパリ司教管区に属する。エタンブは事実上サンス司教管区の西辺に位置していたし、オルレアン司教管区にもまたがっていたらしい。³⁷

パリからセーヌ川ぞいに海にいたり、海岸線にそってフリジアにもどる線内には、ランス大司教管区（ベルギカ第二）の属司教管区——ランス、ソワソン、ラン、ボーヴェー、シャロン・シュル・マルヌ、ノワイオン、カンブレイ・アラス、トゥルネー、アミアン、サンリス、テルーアンヌ——と、これに加えてルーアン大司教管区（ルグドゥネンシス第

二)のルーアン司教管区とを包括していた。以上から我々は、シャルル・ル・ショージュの取り分が、トレーヴ(ベルギカ第二)大司教管区の半ばとランス(ベルギカ第二)大司教管区の全部、さらにサンス(ルグドゥネンシス第四)のうち、八一七年のピピンの取り分と、パリ・トゥール間のローマ軍道の西を除いた部分(おそらくシャルトルを排除し、オルレアンを包括する)、及びルーアン司教管区によって形成されていたと結論し得よう。この取り分はまた、カロリング家にとって重大な象徴的意味を持つ「王室財産」——アーヒエンとエルスタル——を故意に避けているようにも見える。

八三八年にシャルル・ル・ショージュが与えられた取分は、とりあえずル・マン司教管区と、これを含むトゥール大司教管区(ルグドゥネンシス第三)の属司教管区であると理解される。「ロワール・セーヌ両河の間の西がリアの全部」と云いながら、ルーアン大司教管区の大部分——バイユー、アヴランシュ、エヴルー、セー、リジュー、クータンヌ——は、この時期の視野に入って来ないし、トゥール大司教管区の西半分——トゥール、ル・マン、アンジェ、ナント以外——は、明らかにブルトン王ノメノエ *Noménoë* の影響下にあるから、ここでは取り上げない。

Ducatus Cenomanicus とは、パリ・トゥール間のローマ軍道の西を指しているから、この地方一帯の大軍事管区を意味していたかもしれない。³⁸七四八年にこの *ducatus* は *duodecim pagi* によって構成されていた。³⁹ 如上の所与からこの *ducatus* の範囲を正確に決定することは不可能であるが、ここでは取敢えず、ル・マン司教管区に、シャルトル司教管区(サン大司教管区)の全部または一部を加えたものと考えたい。⁴⁰ これにトゥール大司教管区のロワール川沿いの東半分、トゥール、アンジェ、ナント司教管区を加えたものが、八三八年のシャルルの増加分であり、何れにしても、八四〇年にロテールから与えられる「ル・マンの十伯管区」よりはるかに大きい。

八三九年の分割は、主としてルイ・ル・ジェルマニックの排除を目的とし、シャルルとロテールとの間の均等配分をうったものである。分割線はムーズ・ソーヌ・ローヌの三河川によって行われ、ロテールは当然、イタリアと一

- 35 *Ibidem*, v° Melunais, p. 178. ヤーヌ・エ・マルヌ縣からエッソンヌ縣の北東部にまたがる。
- 36 *Ibidem*, v° Châtrains, p. 86. ほぼ現エッソンヌ縣にあたる。
- 37 *Ibidem*, v° Etampois, p. 114. サンス・シャルトル(サンス大司教管区)の両司教管区にまたがっていた。エタンブ、インベロット条約(五八七年十一月一九日)で、カリベルトゥスの王権からシギベルトゥス王へ、少くともその一部(quicquid de pago Stampinse vel Carnotino)が動いた。すなわち本来はシャルトルに属していたが、一部は東へ譲られたのである(BORETUS, *Capitularia*, I, n° 6, p. 13.)。Cf. CHEDEVILLE (A.), *Chartres et ses campagnes* (XI^e-XIII^e siècles), Paris, 1973, p. 35.
- 38 *Ann. Bert.*, a° 856, p. 72...dato illi ducatu Cenomanico usque ad uiam quae a Lotitia Parisiorum Caesaredunum Turorum ducit. [「トウロン」] Cf. LATOUCHE (R.), *Histoire du comté du Maine pendant le X^e et le XI^e siècle*, Paris, 1910, p. 9.
- 39 *Ann. Reg. Franc.*, a° 748, S. 12; *Annales qui dicuntur Einhardi*, a° 748, M. G. H., SS., *ad usum scholarum*, ed. Pertz, Hannover, 1895, Neudruck, 1950, S. 9.
- 40 CHEDEVILLE, *op. cit.*, p. 35. 以下は、シャルトル司教管区は九世紀に八 pagi からなり、そのうち六はその中心を司教管区内に有する。それらにシャルトル、ドルー Dreux、ポアシー Poissy、シャトーゲン Châteaudun、ヴァンドーム Vendôme、ブロワ Blois があり、ワランシーブローを除けば、他はすべて現行国道十号線上にある。
- 41 SIMON, *Jahrbücher*, II, S. 207-208.
- 42 CHAUVE, *op. cit.*, «Pagus Cabilonensis», p. 983-1014; «Pagus Lingonicus», p. 880-890.
- 43 *Ibidem*, «Pagus Matiscouensis», p. 1014 et suiv.
- 44 *Ibidem*, «Pagus Amavorum», p. 1244-1249.
- 45 *Ibidem*, «Pagus Attoriorum», p. 895-908; «Pagus Oscarenensis», p. 924-936.

表Ⅱ

Provinciae		Dioeceses	D. F.	G. C.	Archiepiscopi et episcopi
TREVES (Belgica I)	1 2	Trèves Metz Toul Verdun	36 40 26 27	40 40 27 29	Hetti Drogo Frotharius Hildinus
REIMS (Belgica II)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	Reims Soissons Laon Beauvais Châlons-sur-Marne Noyon (St.-Quentin, civ. Vermandensis) Cambrai-Arras Tournai Amiens Senlis Thérouanne (Morini)	31 17 25 29 33 25 18 14 26 16	31 34 26 29 33 28 18 22 27	Ebo Rothadus II Symeon Hildemannus Lupus II Immo Theodericus Ragenarius Erpuinus Folcuinus
ROUEN (Lugdunensis II)	14	Rouen	31 32	32 33	Ragnoardus Guntbaldus
SENS (Lugdunensis IV)	15 16 17 18 19 20 21 32	Sens Auxerre Troyes Orléans Paris Meaux Chartres Nevers	43 35 34 35 36 37 47 10 40 41 10 11	43 35 32 33 38 46 34 39 40 26	Wenilo Heribaldus Elias Adalbertus Prudentius Ionas Ercanradus II Hucbertus Bernoinus Helias Gerfredus Herimannus
TOURS (Lugdunensis III)	22 23 24 25	Tours Le Mans Angers Nantes	48 23 31 28	46 25 33 33	Ursmarus Aldricus Dodo Gunhardus
LYON (Lugdunensis I)	26 27 28 29 30	Lyon Langres Chalon-sur-Saône Mâcon Autun	45 35 36 14 15 7 21	47 37 38 18 19 20 17 37	Agobardus Albericus Theutbaldus Fova Milo Godelsadus Hildibaldus Modoinus
BOURGES (Aquitania I)	31	Bourges	47	45	Rodulfus

シャルル・ル・ショーズ、八四〇年(森)



IV

シャルル・ル・ショールヴの取り分を司教管区におきなすと、その数は、八三七年に二一、八三八年に二五、八三九年には三一以上になる。これらを一応表示すれば表Ⅱの如くなり、さらにそれを、地図として示した。⁴⁶これらの司教管区における大司教、司教の、この時期における動向は、政情に多大の影響を与えていたに相違ない。彼らの名と基本的な情報は、*Gallia Christiana*⁴⁷と *Duchesne, Fastes épiscopaux*⁴⁸とから得られ、さらにそれぞれの教区に存在する修道院長名（ここでは男子修道院に限った）と修道院長名は、*Gallia Christiana* から得られる。表Ⅲと地図との司教区名の前につけた一連番号は、以下の言及順を示している。大司教、司教がそれぞれ何代目に当るかについては、相当な差があり、その番号は表Ⅱの D. F. (*Duchesne, Fastes épiscopaux*) と G. C. (*Gallia Christiana*) 欄に示した。

1、トレールヴ大司教管区のトゥール司教フロタリウスは、八一三年（あるいはその前年）に聖別され、八四六年五月二二日に歿した。前身はサン・テール *Saint-Evre* 修道院長で、この修道院の改革を行い、八四一年頃までこの修道院長を兼ねていたらしい。彼はルイ・ル・ピウには忠実で、八二九年のマインツ公会議に出席した。⁵¹彼はランス大司教エボがその職を辞した八三五年のティオンヴィル *Thionville* の会議にも、さらに同大司教を復位させた八四〇年のインゲルハイム *Ingelheim* の会議にも出席している。その後の彼の行動にはロテールの影響が見られる。⁵²

2、ヴェルダン司教ヒルデイスはアレマニアの出身である。彼は八二九年のマインツ公会議、八三五年のティオンヴィルの会議に出席していたが、その後は、その出身地の故か、親シャルルの態度をとり、八三八年にキエルジで、シャルルの取り分の決定に参与した。この態度はルイ・ル・ピウの死後も変わらず、八四一年六月のフォントノワ *Fontenoy-en-Puisaye* の戦い以後ますます顕著になる。

当該管区には三修道院があるか、そのうちのサン・ミイエル Saint-Mihiel の八二五年の修道院長ヒルドウィヌス一世は、この司教と同一人物ではないだろうか。しかしその後継者はマトフリドゥス伯 comes Matfridus で、彼が八二〇年代のオルレアン伯と同一人物であるとすればロテール派であり、彼は事実この職を、ロテールから beneficium として受けた。

3、ランス大司教エボは、フロドアールによれば「ライン彼岸生れでゲルマン人」であり、「皇帝ルイの乳兄弟で学友」である。⁵⁶ 彼がランス大司教の職を得たのは、おそらくこの関係によるものであり、彼の聖別も、ランスでのルイの戴冠の直後であった。彼は八二九年のパリ公会議に出席している。その直後からは彼は徹頭徹尾ルイの息子たちの側につき、八三三年にはソワソンのサン・メダールの痛悔^{ベニタス}において、リヨン大司教アゴバルドゥスとともに皇帝を追いつめた。⁵⁷ 八三五年三月四日、彼は自ら責を負って職を退いたが、八四〇年八月にロテールは彼を再びランス大司教とし、彼は同年十二月六日にランスに入った。⁵⁹ しかし八四一年六月のフォントノワの戦い以降は、ロテール派も彼を支え切れず、結局はルイ・ル・ジェルマニックが彼をヒルデスハイム司教としている。八三七、八三八、八三九年の分割は、彼が自ら職を退いている間に行われ、八四一年以降は、八四五年にヒンクマルがランス大司教となるまで、当該管区のサン・レミ Saint-Remi 修道院長フキオ Fucio, Fulco とノート Notho が大司教職を代行した。この管区の修道院は、サン・レミを含めて三つである。⁶⁰

4、ソワソン司教ロダドゥス二世は、八三二年頃に聖別され、以後八六九年四月末まで、極めて多くの文書にその名を留めている。しかし彼は八六一年にランス大司教ヒンクマルから破門され、八六五年に教皇ニコラウス一世をして「ソワソン教会は、約三〇年間にわたって、実りなきいちじくの木 infructuosa ficulnea ロダドゥスによって占められていた」と云わせた。⁶² 八四〇年の大司教エボの復位の際に、彼はエボを右手でその座に導いた。⁶³ 従って彼は当然エボと同じ政治的立場をとり続けていたと考えられる。当該管区には三修道院があり、そのうちサン・メダールの

修道院長ヒルドゥイヌスは、宮廷司祭長であり、サン・ドニ及びサン・ジェルマン・デ・プレの修道院長を兼ね、八四〇年の政情を大きく動かす人物である。⁶⁴

5、ラン司教シメオンは、⁶⁵八三五年頃から八四六年頃まで在職しているが、八四〇年のエボの復位に参与している。

6、ボーヴェー司教ヒルデマンヌスは、かつてコルビーの修道士で、ここで修道院長アダルハルドゥスの教育を受け、八二六年一月にはその死をみとり、葬儀に列した。フロドアルは、ヒルデマンヌスを、その師同様にロテール派であることを匂わせ、⁶⁷マビヨンも、ヒルデマンヌスが、八四〇年のエボの復位に「他の司教とともに」賛同したとして、彼をロテール派と見ているようである。⁶⁸彼は八二九年のパリ公会議に姿を見せ、八三五年のエボの辞職に関与しているが、概してエボ||ロテール派の線を貫いたと考えられよう。この管区には二修道院があり、その一つサン・ジェルマン *Saint-Germain près de Beauvais* 修道院長は、後のランス大司教ヒンクマルである。⁶⁹

7、シャロン・シュル・マルヌ司教ループス二世は、八三七・八年から文書の副署にその名が見られ始め、八四〇年のエボの復位には、積極的に参与した。⁷¹この管区にはモンティエ・ラン・デール *Montier-en-Der* 修道院があり、八四〇年当時の修道院長はランスの *vicedominus* ペルドゥルス *Perdulus* である。⁷²

8、ノワイオン司教イモ(エモ *Emmo*, エクセメノ *Exemeno*)は、⁷³八四〇年のエボの復位には賛成したらしいが、八一年にはシャルル・ル・ショールヴの使者としてレイ・ル・ジェルマニックの許に赴いている。⁷⁴以後彼は一貫してシャルル側についていたが、サン・ベルタン年代記によれば、彼は八五九年にノルマン人に捕えられ、殺された。⁷⁵

9、カンブレイ・アラス司教テオデリクスは、八三一・二年にこの職につき、直ちにロップ *Lobbes* 修道院の改革を行った。彼はエボの辞職と復職の何れにも関与しているらしいが、特に八四〇年には、彼の *chorepiscopus* ヴィタウス *Vitaus* が積極的に動いている。⁷⁷彼の死は八六三年であるが、その死後この司教座には、サン・ドニ修道

院長ヒルドゥイヌスの親族ヒルドゥイヌスが、ロテールによって選ばれている。この管区には、上記ロップの他に、アラスのサン・ヴァスト *Saint-Vaast*、サン・ベルタンの両修道院があり、後者の修道院長は、シャルルマーニュの庶子ユーグ一世ラベ *Hugues l'abbé* であった。⁷⁸

10、トゥルネイ司教管区は六世紀に廃止され、ノワイオン司教の管轄下にあったと思われる。⁷⁹ この管区にはサン・タマン *Saint-Amand* 修道院があり、八四〇年に死んだ修道院長アデレオドゥス *Adaleodus* は、ルイ・ル・ピウを通じてカロリング家に属する。⁸⁰

11、アミアン司教ラゲナリウスの司教就任年代は八三〇年または八三四年であり、この両年代の間に、司教シゲハルドゥス *Sigehardus* の名が示されることもある。彼は八三五年のティオンヴィル以後、八四九年まで、八四〇年のエボの復位をふくめて多くの会議に姿を見せている。この管区には、サン・リキエ *Saint-Riquier*、コルビー *Corbie* の両修道院がある。サン・リキエ修道院長は、八三七年頃まで、皇帝の文書局長エリザカール *Hellsachar* であり、その後継者はシャルルマーニュの孫リクボド *Richodo* であった。同じくシャルルマーニュの孫ニタールも、同時期の俗人修道院長あるいは *advocatus* である。⁸² サン・リキエの修道院長が、歴代シャルル・ル・ショージュ派であったのに対して、コルビー修道院長は、アダルハルドゥス以後、一貫してロテール派であった。八三七年以後の修道院長はイザーク *Isaac* であり、彼をついだパスカシウス・ラトベルトウス *Paschasius Radbertus* は、ロテール派の頂点にいたアダルハルドゥスの弟、ヴァラ *Wala* の辯護論を書いた。⁸³ その他二修道院のうちの二つサン・ジョス・シュル・メール *Saint-Josse-sur-Mer* の俗人修道院長オドルフスは、⁸⁴ 八四〇年に重大な役割を演ずるが、これについては後述する。

12、サンリス司教エルプイヌスは、八三八年に聖別され、八四〇年のエボの復位には、ソワソン司教ロタドゥス等とともに、積極的な役割を演じている。⁸⁵

13、テル・アンヌ（モリニ）司教フォルクウイヌスの司教就任は八一六又は八一七年であるが、前者と同じくエボの復位を助けた。⁸⁶

14、ルイアン大司教としてのラグノアルドゥスの痕跡は、八三五年のティオンヴィルの会議までしか追えない。グントバルドゥスが大司教として姿を見せるのは八四三年以後である。⁸⁷しかし後者は八三〇年に、フォンタネルラ（サン・ヴァンドリーユ）Fontanella, Saint-Wandilleの修道士として、ルイ・ル・ピウの復位に努力し、その故に「帝國第二の地位を欲した。」⁸⁸彼は八四一年三月三一日に、シャルル・ル・ショージュを、サン・ヴァンドリーユ修道院に迎へ入れた。⁸⁹大司教としての彼は、八四六年に、エボとヒンクマルの係争を裁く役割を、教皇セルギウス二世の意向によって、シャルル・ル・ショージュから委託され、ヒンクマルを勝たせている。⁹⁰

当該管区には他にジュシエージュ Jumiege がある。⁹¹修道院長ヘリベルトゥス Heribertus は、八三八年に、アキタニア王ビピン一世から、ルイ・ル・ピウの指示によって、諸所有を返還された。⁹²

以上において明らかになったように、トレージュ、ランス兩大司教管区では、若干の例外を除いて親ロテールの司教がその座を占めていた。ルイアン大司教はシャルル派である。修道院長は、それぞれ個々の立場を保っていたように思われる。

46 DUBOIS (dom J.), La carte des diocèses de France avant la Révolution, ds. *A.E.S.C.*, 20^e année (1965), p. 680-691, une carte h.t.: Les diocèses de France des origines à la Révolution. 24th.

47 *Gallia Christiana, in provincias ecclesiasticas distributa*... Opera et studio monachorum congregationis S. Mauri O.S.B., 16 vol., Paris, t. I, 1715, t. II, 1720, t. III, 1725, t. IV, 1728, t. V, 1739, t. VI, 1744, t. VII, 1744, t. IX, 1751, t. X, 1751, t. XI, 1759, t. XII, 1770, t. XIII, 1785, t. XIV, 1856, t. XVI, 1865. [『*G.C.*』に添数を（けて略記する。）]

- 48 DUCHESNE (L.), *Fastes épiscopaux de l'ancienne Gaule*, 2ème éd., 3 vol., Paris, 1907-1915. [卷一 D.F. に
索引をのちしきりしべし。]
- 49 G.C., *IX*, col. 967-970; D.F., *III*, p. 65.
- 50 G.C., *IX*, Instr., col. 447-450, n° *III*, Cf. col. 450-451, n° *IV*.
- 51 注25参照。
- 52 例えは chorepiscopus Bernardus の人となれども。 (G.C., *IX*, col. 969, 1074; Instr., col. 451, n° *V*.)
- 53 G.C., *IX*, col. 1175; D.F., *III*, p. 73-74.
- 54 G.C., *IX*, col. 1273.
- 55 G.C., *IX*, col. 34-38; D.F., *III*, p. 87-88.
- 56 FLODOARD, *Historiae Ecclesiae Remensis*, *II*, 19. Migne, *P.L.*, t. 135, col. 127: «Ebo...patria Transrhemensis
ac Germanicus, imperatoris, ut fertur, Ludoyici collactaneus et conscholasticus...»
- 57 前注の参照。
- 58 BORETIUS-KRAUSE, *II*, p. 57-58, n° 199, Ebonis Remensis Archiepiseopi Resignatio.
- 59 BÖHMNER-MÜHLBACHER, *Regesta*, Nr. 1072 (1038); G.C., *IX*, Instr., col. 6-7, n° *VI*: Narratio clericorum
Remensium in causa Ebonis archiepiscopi Remensis.
- 60 G.C., *IX*, col. 197, 226, 252-253.
- 61 G.C., *IX*, col. 340-343; D.F., *III*, p. 91.
- 62 J.W., 2778 (2108) ; *Epistola Nicolai I*, n° *XIX*, *H.F.*, t. *VII*, p. 401-403.
- 63 前注の参照の Narratio 参照。
- 64 G.C., *IX*, col. 411-412, 424, 434-435.
- 65 G.C., *IX*, col. 513-514; D.F., *III*, 146. 前注の参照の Narratio 参照。
- 66 G.C., *IX*, col. 697-698; D.F., *III*, p. 121.
- 67 FLODOARD, *Hist. Eccl. Remens.*, *II*, 20: [Anno 834]...Hillemannus Belyacensis episcopus insimulatus, quod
sicut prae-fati episcopi, fugam ad Lotharium moliretur,... *P.L.*, t. 135, col. 135.

- 68 MABILLON (dom J.), *Annales ordinis S. Benedicti occidentalis monachorum patriarchae, ... t. II*, Lucae, 1739, p. 627.
- 69 G.C., IX, col. 776, 787-790.
- 70 G.C., IX, col. 866; D.F., III, p. 98.
 前注66所掲の Narratio を見よ。
- 71 G.C., IX, col. 911.
- 72 G.C., IX, col. 988; D.F., III, p. 106.
- 73 NITARD, III, 3, p. 92.
- 74 *Ann. Bert.*, a° 859, p. 81.
- 75 G.C., III, p. 11-12; D.F., III, p. 113.
 前注66所掲の Narratio を見よ。
- 76 G.C., III, col. 81-82, 375-376, 489-490.
- 77 D.F., III, p. 115.
- 78 G.C., III, col. 257.
- 79 G.C., X, col. 1158-1159; D.F., III, p. 129-130.
- 80 G.C., X, col. 1245-1246. Heilsachar といふは TESSIER (G.), *Diplomatique Royale Française*, Paris, 1926, p. 43. NITARD, *Histoire*, Introduction par LAUER, p. V-VI. はリクボドとニタールが同じ職場（ペンブーム城、すなわち八四四年六月一四日）で戦死したことを指摘して、G.C. が「ニタールを」リクボドから一代おろした後の修道院長であると云うことは誤りを記している。
- 81 *Corbeiensis in Galia, P.L.*, t. 120, col. 1557-1650.
- 82 G.C., X, col. 1266-1267; Paschasius Radbertus, *Epitaphium Arsenii, seu Vita venerabilis Walae Abbatis*.
- 83 G.C., X, col. 1289-1291.
- 84 G.C., X, col. 1385-1386; D.F., III, p. 118. 及び前注66所掲の Narratio を見よ。
- 85 D.F., III, p. 135-136.

- 87 G. C., XI, col. 20-22; D. F., II, p. 210-211.
- 88 NITHARD, I, 3, p. 12: «Gunbaldus monachus...quia multa in restitutione eius (i.e. imperatoris Ludovici) laboraverat, secundus in imperio esse volebat;...» この文は、シャルル・ル・ショージュが占領した地位、cemerarius を意味する。
- 89 NITHARD, II, 6, p. 56: *Fragmentum Chronici Fontanellensis*, ed. Pertz, M. G. H., SS., II, p. 301: «Eodem anno [841] pridie Kal. Aprilis feria sexta Carolus rex in Sequanam transiit, ad locum accessit.» Cf. LOT-HALPHEN, *op. cit.*, p. 24, nn. 3, 6.
- 90 J. W. 2589 (1965) -2591 (1967) .
- 91 G. C., XI, col. 174-175, 190.
- 92 MABILLON, *Annales O.S.B.*, II, p. 549-550: *Recueil des Actes de Pépin I^{er} et de Pépin II, Rois d'Aquitaine* (814-846), éd. LEVILLAIN (L.), Paris, 1926, p. 124-127, n° XXIX, 838, 23 avril, Chassenon.

A

15、サンス大司教座は、八三七年当時空位であったので、シャルル・ル・ショージュは彼の宮廷司祭ヴェニロをこの座につけた。⁹³ ヴェニロは八四〇年に、その属司教たちとともに、サンス大司教アルドリクスが八三年にサンスのサン・レシ Saint-Remi 修道院に宛てた文書を確認しているが、エポの辞任にも復位にも関与していない。当面の時期に彼はシャルルに忠実であり、八四八年にこの王の塗油聖別を、彼の手で行った。

この管区には、上記サン・レシ以外に四修道院がある。そのうちサン・ピエール・ル・ヴィフ Saint-Pierre-le-Vif の修道院長はアナスタシウス Anastasius であるが、⁹⁴ サント・クロンブ Sainte-Colombe のそれには問題がある。シャルル・ル・ショージュは八四七年十二月五日にコンピエーニュで、サント・クロンブあてに三通の文書を発行しているが、第一のものではランベルトゥス Lambertus を《rector monasterii》と呼び、⁹⁵ 第三のものでは、ベルナル

ドゥス Bernardus を《vir inluster et fidelis noster... abbas de monasterio》と呼んでいるからである。G.C. は前者は八四七年にシャルルに逐われ、シャルルの《consanguineus》である後者にとって代られたと解釈しているが、その何れも同時期の院長で、何れかが俗人修道院長であったと解するべきであろう。¹⁰⁰フェリエール Ferrières の修道院長は、八四〇年十一月二日までオド Odo であり、彼はロテール派の誘いにもかかわらず、シャルルに忠実であった。¹⁰¹後継者ループスは、オドの名で出されたものをも含む書簡集で知られているが、この地方の貴族家系の出身で、彼の両親はユーディットの寵をうけていた。この家系はオークセル司教以下の高位聖職者を多数出している。彼は八三八・八三九年の宮廷生活で、文書局長ルイ Louis の知遇を得、この関係でシャルル派に入った。彼の修道院長就任もシャルルの手によるものであろう。¹⁰²

16、オークセル司教ヘリバルドゥスは、上記ループスと同一家系に属し、彼の前任者アンゲレルムス Angelinus は叔父、彼の後任者アボ Abbo も同じ家系の出であった。ヘリバルドゥスは八二四年以後三三年間この座にあり、八二九年のパリ公会議や八三三年のコンピエーニュの会議に出席しているから、ルイ・ル・ピウの痛悔に無縁ではなかったであろう。彼は八三四年にはロテールに従ってイタリアに赴く。¹⁰⁴しかし八四〇年にルイ・ル・ピウが死ぬと、彼はシャルルに愛情あふれる手紙を送り、以後シャルルの側について行動している。この管区にはサン・ジェルマン Saint-Germain d'Auxerre 修道院があり、修道院長クリステリアヌス Christianus は、¹⁰⁵ロテールのルイ・ル・ピウに対する叛乱に同調しなかったために、一時この職を逐われた。彼はアレマニアの出身で、後ヘリバルドゥスの後任司教となっている。

17、トロワ司教アダルベルトゥスは、¹⁰⁶モンティエ・ラメイ Montier-Ramey 修道院設立文書（八三七年）¹⁰⁷にはじめてその名があらわれ、八三八年のキエルジーの会議に列席している。在職期間は八四五年頃までであるが、彼を継いだサン・ベルタン年代記の著者プルデンティウス Prudentius の名聲の蔭にかくされ勝ちである、上記モンティエ・

ラメイ修道院の院長アドレマルス Adremarus は、トロワの町の出身で、この管区にはその他、モンティエ・ラ・セル Montier-la-Celle 以下三修道院がある。¹⁰⁸

18、オルレアン司教は、八一八年以来ヨナスである。彼は八二九年に示された神政政治理論の提唱者であり、八四三年まで在職した。この管区には四修道院があるが、そのうち三つは特に重要である。サン・テニアン Saint-Aignan の八四〇年前後の修道院長名は明らかではないが G.C. は、シャルルが九世紀半ばに、修道院長リウトボドゥス Liutbodus に対して、ある villa の所有を恢復したとしている。サン・メスマン・ド・シシイ Saint-Mesmin de Milcy 修道院長ペトルス一世 Petrus I に対しては、シャルルは彼の最初の王文书を発行している。¹¹² サン・ブノワ・シュル・ロワール（フルーリー）Saint-Benoît-sur-Loire, Fleury 修道院長ボゼー一世 Boso I は、オルレアン伯ウード Eudes とともに、ロテール派のマトフリード Matfrid と戦った。ランス大司教座を逐われたエボは、八三五年から八四〇年まで、彼の許に身柄をあずけられていたのである。

19、パリ司教エルカンラドゥス二世の名は、八三二年から八五五年までの文書に見られる。彼はソワソン司教ロタドゥスやランス大司教エボとともに、ルイ・ル・ピウの廃位や、ソワソンのサン・メダールの痛悔での立役者であった。彼は当然エボ・ロテール派であった筈であるが、八四五年には、ヒンクマルをランス大司教に選挙した司教団に入っている。¹¹⁵ この管区には、サン・モール・デ・フォッセ Saint-Maur-des-Fossés、サン・ドニ Saint-Denis、サン・ジェルマン・デ・プレ Saint-Germain-des-Prés の三修道院がある。後二者の修道院長はヒルドゥイヌス Hilduinus であった。¹¹⁶

ヒルドゥイヌスは、サン・メダール・ド・ソワソン修道院長をも兼ねていたが、アルクウインの弟子で、宮廷司祭長をへてこれらの職を得た。彼は余りにも明白にロテール派であったので、八三〇年にルイ・ル・ピウは、彼を一時コルヴァイ Corvey 修道院に逐っている。¹¹⁷ 彼はペリグー Périgueux・アングレーム Angoulême・トジャン Agen 伯

ヴュルグラン Vulgrin の兄弟であり、¹¹⁸ 従ってマインツ司教ゲロルドゥス Geroldus の家系、シャルルマーニユの妃ヒルデバルドを出した家系に属する。¹¹⁹ 彼はおそらくヒルデガルドの兄弟ウォダルリク Uodalrich の息子であろうから、ロテール、ピピン一世、ルイ・ル・ジェルマニック及びシャルル・ル・ショージュの大叔父となり、さらに上記ヴュルグランの妻を通じて、ベルナル・ド・セプティマニーの属するサン・ギヨーム Saint-Guillaume 家系につながる。彼の甥オルレアン伯ウード Eudes の娘ヒルマントリユード Hirmentrude は、後にシャルル・ル・ショージュの妃となる。彼はこうにして当時最も有力であった伯家系網の要にあり、事実伯ウードの buticullarius への登用も、ベルナル・ド・セプティマニーの camerarius への登用も、¹²⁰ 彼の影響力によるものであったであらう。またウードは、¹²¹ seneschallus Alard の姉妹と結婚している。

20、モー司教フクベルトゥスは、¹²¹ 宮廷の praecentor から、八二三年にこの職についた。彼の八五三年までの行動は、サンス大司教管区のどの属司教のそれとも大差はない。この管区にはルベイ Rebais、サン・ファロン Saint-Faron の二修道院がある。¹²² [未完]

93 G. C., XI, col. 21-22; D. F., II, p. 421.

94 G. C., XI, Instr., col. 3-6, n° III. この privilegium の副署者には、サンスのみならず、ランス、ルーアンその他の大司教管区の司教たちも含まれている。

95 G. C. は八四三年をよめるが、¹²³ LEVILLAIN (L.), Le sacre de Charles le Chauve à Orléans, ds. B. E. C., 64 (1903), p. 31-53. による。

96 G. C., XI, col. 135.

97 Recueil des Actes de Charles II le Chauve, Roi de France, éd. par TESSIER (G.), t. I, Paris, 1943, p. 265-264, n° 100. [註] TESSIER, Charles le Chauve, 2巻記]

98 TESSIER, *Charles le Chauve*, I, p. 270-274, n° 102.

99 G. C., XI, col. 147.

100 前注 76・86 所掲の文書⁴ 及び兩修道院長名をめぐる論争について LOT-HALPHEN, *op. cit.*, p. 184, n. 3; PROU (M.),

Le privilège de Charles le Chauve pour Sainte-Colombe de Sens du 5 décembre 847, ds. *les Mélanges d'Histoire du Moyen Age offerts à M. F. Lot*, Paris, 1925, p. 677-690; TESSIER, *Charles le Chauve*, p.

270-272. 終末頁⁴。

101 G. C., XI, col. 159.

102 G. C., XI, col. 159-160; LOUP DE FERRIERES, *Correspondance*, éd. et trad. par LEVILLAIN (L.), t. I, Paris, 1964, p. V-IX.

103 G. C., XI, col. 273-276; D. F., II, p. 450.

104 FLODOARD, *Hist. Eccl. Remens.*, II, 20, P. L., t. 135, col. 134. この時ロテールに従ったのは、彼の他に、アミアン

105 主教、ヒュンヤス Lesses、リモン、大司教、トインブルヌ、ナルボンヌ司教、バルトロメウス Bartholomaeus。

106 G. C., XI, col. 489-490; D. F., II, p. 456.

107 G. C., XI, Instr., col. 247, n° II.

108 G. C., XI, col. 552-553.

109 G. C., XI, col. 535-536, 542, 585-586.

110 G. C., VII, col. 1423-1424; D. F., II, p. 463. 前注 52 所掲の REYRON の研究を見よ。

111 G. C., VII, col. 1521; TESSIER, *Charles le Chauve*. 本誌該修道院及び修道院長を、まったく採用してゐる。

Liutboldus ambasciator は採用されていないが、彼は宮廷の cantor であつて、サン・テニヤンの修道院長とはなる (*Ibidem*, III, p. 103; Cf. I, p. 455, n° 172.)。シャルル・ル・シエールの文書に、サン・テニヤンに関するものが一通もなっていないが、このことが問題を構成し得る。

112 G. C., VII, col. 1529; TESSIER, *Charles le Chauve*, I, p. 1-3, n° 1, 840, octobre, s. l.

113 G. C., VII, col. 1542.

- 114 G. C., VII, col. 31-33; D. F., II, p. 475.
- 115 FLODOARD, *Hist. Eccl. Remens.*, III, 1, P. L., t. 135, col. 138.
- 116 G. C., VII, col. 285-286, 351-356, 425-426.
- 117 SIMSON, *Jahrbücher*, I, S. 132.
- 118 ADEMAR DE CHABANNES, *Chronique*, publ. par CHAVANON (J.), *Collection de textes pour servir à l'étude et à l'enseignement de l'histoire*, Paris, 1897, p. 137. III, 19, ms. C. この記述は八十六年の事件に關つてであるが十一世紀の本時代記の正確な正確とてらつた *Ibidem*, p. XI et suiv. ° この年表はそれと雖も出典と異つて記述してあるが特に家系の記述は複雑である。時とてらつた Cf. DELISLE (L.), *Notice sur les manuscrits originaux d'Ademar de Chabannes*, Paris, 1896.
- 119 LEVILLAIN, Les Nibelungen historique et leurs alliances de famille, suite et fin, ds. *Annales du Midi*, t. 50 (1938), p. 6, 41 et *passim*. この題の文意とてらつた LOT (F.), De quelques personnages du IX^e siècle qui ont porté le nom de Hilduin, ds. *Recueil des travaux historiques de Ferdinand Lot*, t. II, Paris, 1970, p. 461-463.
- 120 SIMSON, *Jahrbücher*, I, S. 157ff., S. 290 f. u. s. w.; LEVILLAIN, Les Nibelungen, p. 31-34, [43-44; ID., Les comtes de Paris à l'époque franque, ds. *Le Moyen Age*, 3^{me} série, t. XII (t. XLI de la Collection, 1941), nos 3-4, p. 193-198; LOT (F.), Note sur le sénéchal Alard, ds. *Recueil des travaux historiques de Ferdinand Lot*, t. II, Paris, 1970, p. 591 et suiv.
- 121 G. C., VII, col. 1603-1604; D. F., II, p. 478-479.
- 122 G. C., VII, col. 1681-1682; 1691-1692.